

## 佐呂間町老人クラブ連合会規約

### (名称)

第1条 この会は、佐呂間町老人クラブ連合会と称する。

### (目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦と融和を図るとともに心身の健康増進と社会福祉の向上に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 この会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 単位老人クラブの連絡調整及び諸事業の啓発と促進
- (3) 社会奉仕の推進
- (4) 役員並びに会員研修
- (5) 見学及び温泉湯治旅行の実施
- (6) レクリエーションの実施
- (7) その他目的達成のため必要な事業

### (会員)

第4条 この会は、単位老人クラブの会員をもって組織する。

### (会議)

第5条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年度当初に開催する定期総会とする。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、単位老人クラブから選出された代議員の出席をもって開催する。
- 4 会議の招集は、会長が行う。
- 5 会議の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 総会の議長は、その都度選任するものとし、役員会の議長は、会長がその任にあたる。

### (役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 8名以上12名以下
- (4) 監 事 2名

### (役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。但し、代理する副会長は役員会に諮り決定する。
- 3 理事は、役員会において、この会の事業及び収支の状況等について審議する。
- 4 監事は、この会の事業及び収支決算等について監査する。

### (役員の仕事)

第8条 役員の任期は、1年とし再任を妨げないものとする。

2 理事に事故又は役員改選があった場合は、該当単位老人クラブの副会長又は後任者がその任にあたる、但し、理事以外の役員は後任者が選任されるまで、その任にあたる

(役員を選出)

第9条 この会の理事は、単位老人クラブの会長をもってあたる。

2 会長及び副会長は役員会において理事の互選により選出し総会の同意を得るものとする。但し監事においては会長が選任し総会の同意を得るものとする。

(顧問)

第10条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の推薦により総会に諮り選出するものとする。

3 顧問は、この会の事業について、会長の諮問に対し意見を述べることができる。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、社会福祉法人 佐呂間町社会福祉協議会に置く。

(代議員)

第12条 代議員は、単位老人クラブを代表して総会に出席するものとし、単位老人クラブの会員数30名までは1名を、30名を増す毎に1名を加えた代議員を選出する。

(事業部の設置)

第13条 この会の事業推進と円滑な運営を図るため、事業部を設置することができる。

2 事業部に部長及び協力員を置き、会長が委嘱する。

(会計)

第14条 この会の会計は、4月1日から始まり3月31日をもって終わり、決算は、定期総会において報告する。

2 この会の経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

3 会員の負担金は、1人当たり年額500円とする。

(委任)

第15条 この規約に定めのない必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月27日から施行する。